

注目
1

減税分を控除しきれない人に不足額を給付

定額減税補足給付金（調整給付）

給付に関すること 共生福祉課経済対策給付金担当（☎ 590-6250）
税額に関すること 税務課市民税担当（☎ 594-5518）

広報きたもと令和6年6月号でお知らせした定額減税において、減税可能額が税額を上回り、控除しきれない人に対し、控除不足額を調整給付金として給付します。



市ホームページ

対象者 定額減税の対象者のうち、
その可能額が「令和6年分推計所得税額[※]」、または
「令和6年度住民税額（所得割分）」を上回る人（減税しきれない人）

※令和6年分推計所得税額は、この給付金を算定するために用いるもので、令和5年中の所得や控除などをもとに推計して算出しています。令和6年分所得税額と定額減税の実績額が確定した後、調整給付額に不足が生じる場合は、令和7年度に不足分の給付を行う予定です。

給付額 **所得税分と住民税所得割分の合計額**（1万円単位切り上げ）

■ 所得税分

減税可能額（3万円×対象人数）－ 令和6年分推計所得税額
の残額（減税しきれない額）

定額減税可能額 （3万円×減税対象人数※）
令和6年分 推計所得税額
減税しきれ ない額

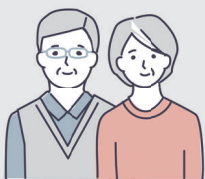
■ 住民税所得割分

減税可能額（1万円×対象人数）－ 令和6年度住民税所得割額
の残額（減税しきれない額）

定額減税可能額 （1万円×減税対象人数※）
令和6年度 住民税所得割額
減税しきれ ない額

※減税対象人数…納税者本人＋控除対象配偶者＋扶養親族（国外居住者は対象外）

例）夫婦2人世帯の場合（推計所得税額を49,250円、住民税所得割額を107,300円とした場合）



■ 所得税分

減税可能額…30,000円×2人＝60,000円
60,000円－49,250円＝10,750円

定額減税可能額 （3万円×2人＝6万円）
推計所得税額 （49,250円）
減税しきれない額 （10,750円）

■ 住民税所得割分

減税可能額…10,000円×2人＝20,000円
20,000円－107,300円＝－87,300円（0円）

定額減税可能額 （1万円×2人＝2万円）
住民税所得割額 （107,300円）

給付額

10,750円＋0円＝10,750円
1万円単位で切り上げた20,000円が調整給付として給付されます。

受給方法

7月中旬までに
「給付決定通知書」
が届いた世帯

→手続きは不要です。
「給付決定通知書」記載の口座
に8月7日（水）頃振り込み
ます。

7月下旬までに
「確認書」が届いた世帯

→10月31日（木）までに手続きが必要です。

●オンライン申請する人

「確認書」記載のQRコードから必要事項を入力し
て申請してください。

●紙で申請する人

「確認書」に必要事項を
記入し、必要書類を添え
て返送してください。



令和6年度価格高騰対応重点支援給付金

注目
2

令和6年度に新たに「住民税非課税」・

「住民税均等割のみ課税」となった世帯に10万円を給付

※個人情報保護のため、電話ではお答えできない内容もあります。 共生福祉課経済対策給付金担当（☎ 590-5566）

デフレ完全脱却のための総合経済対策における新たな物価高騰対策として、特に家計への影響が大きい低所得世帯（令和6年度において、新たに住民税非課税となった世帯・住民税均等割のみ課税となった世帯）に対し、給付金を給付します。



市ホームページ



広報きたもと2月号・3月号でお知らせした
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（非課税世帯に7万円）」
「令和5年度価格高騰対応重点支援給付金（均等割のみ課税世帯に10万円）」との重複受給はできません

対象者

令和6年度に新たに

「住民税非課税」・「住民税均等割のみ課税」となった世帯

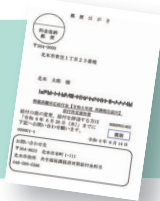
※基準日（令和6年6月3日）時点で北本市に住民票があること
※住民税が課税されている者の扶養家族のみで構成されている世帯を除く

給付額

10万円／1世帯あたり

受給方法

6月14日発送の
「給付決定通知書」
が届いた世帯



→手続きは不要です。
「給付決定通知書」に記載の口座に、
7月10日（水）頃振り込みます。

7月上旬までに
「確認書」
が届いた世帯



→手続きが必要です。
「確認書」に必要事項を記入し、
9月30日（月）までに返送してください。

追加給付

上記の給付対象世帯に対し、子ども1人あたり5万円を追加給付します

・給付実績をもとに、18歳以下の子どもがいる世帯に追加で給付します。
・追加給付を受けるための申請は不要です。給付日は給付決定通知書でお知らせします。

以下の人は対象者であっても「確認書」が届きません
受給には申請が必要です

■令和6年1月2日～6月3日に 他市区町村から北本市へ転入した世帯

転入前の市区町村で、令和6年度住民税が非課税
または均等割のみ課税の世帯は給付対象です。

■所得を申告していない世帯

令和5年分の所得を申告していない人は、税申告を
お願いします。申告の結果、住民税が非課税または
均等割のみ課税の世帯に該当すれば給付対象です。

申請書類を市に提出してください

期限 9月30日（月）

提出方法 共生福祉課経済対策給付金担当
（〒364-8633 北本市本町1-111、
☎ 590-5566）へ郵送または直接。

申請書類

- ☐ 申請書 ☐ 本人確認書類
☐ 給付金の振込みを希望する口座確認書類
☐ 令和6年度住民税（非）課税証明書の写し
（令和6年1月2日以降に北本市へ転入した人のみ）